様式第４号　 (第１０条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (表面) | 　 | (裏面) |
| 　 | 90ミリメートル | 　 |
| 55ミリメートル | 第　　　号相馬地方広域水道企業団職員身分証明書 | 　 |
| 　1　本証の有効期間は、交付の日から起算して5年とする。　2　本証は、他人に譲与し貸与し、又は交換してはならない。　3　本証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに届け出なければならない。　4　本証は、職員でなくなったときは、速やかに返還しなければならない。 |
|
| 　 | 写真 | 氏名年　　月　　日生上記の者は、相馬地方広域水道企業団職員であることを証明する。 |
|
|
|
| 　　　　　　年　　月　　日交付相馬地方広域水道企業団　　　　　　　　　企業長　　　　　　　　印 |
|
| 　 |